域密着型通所介護　　重要事項説明書

　　　　　　　様（以下「利用者」という。）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ケアステーション桜株式会社
主たる事務所の所在地	(〒232-0042) 横浜市南区堀之内町2-221-4
代表者（職名・氏名）	代表取締役　下村　健児
設　立　年　月　日	平成22年3月1日
電　　話　　番　　号	045（367）9437

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	Ｆｉｔ＆Ｂａｔｈ　グリット	
サービスの種　類	地域密着型通所介護事業	
事業所の所在地	（〒235-0016）横浜市磯子区磯子2-20-50ドルフ安藤橋Ⅳ２Ｆ	
電　　話　　番　　号	０４５－３６７－９４３７	
Ｆ　ＡＸ　番　号	０４５－３６７－９４３９	
指定年月日・事業所番号	令和5年10月1日	1490700489　号
管　理　者　の氏名	浦井　栄恵	
実施単位・利用定員	1単位　9:00～12:15　　2単位　13：30～16：45	
事業所営業日・営業時間	月、火、水、金、土曜日　祝日 （日曜、12月30日～1月3日を除く）	
通常のサービス提供地域	磯子区	
第三者評価受審の有無	無	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員が要介護状態の利用者に対し、当該事業所において　排泄の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	要介護者の利用者に対し心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に王子自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。 また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める

４．地域密着型通所介護等の内容及び提供方法

地域密着型通所介護サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつの介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

一　日常生活上の世話及び支援
二　入浴
三　機能訓練
四　健康チェック
五　送迎
六　相談
七　家族指導

５．営業日時

営業日 営業日時	月、火、水、金、土曜日　祝日も営業する ただし、12月30日から1月3日を除く ８：３０～１７：３０
サービス 提供時間	１単位目　　９：００～１２：１５ ２単位目　１３：３０～１６：４５

６．事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。	１名（常勤）
生活相談員	利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成の補助等を行う。	１名以上
介護職員	地域密着型通所介護等の業務に当たる。	２名以上
機能訓練指導員	機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。	２名以上

７.地域包括支援センター並びに介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携

サービスの提供にあたり、地域包括支援センター並びに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、ご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡し、調整いたします。

８.運営推進会議の設置

当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

＜運営推進会議＞

構　成	：	利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者、当該サービスに知見を有する者、市・区の職員又は地域包括支援センターの職員
開　催	：	６か月に1度以上開催
会議録	：	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。記録は事務所において閲覧できます。

※運営推進会議開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

９．職員研修

通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けます。また、業務体制を整備致します。

1　採用時研修　採用後　３か月以内

2　継続研修　年１回

１０.利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の１割又は２割、３割の額です。

（1）介護サービスの利用料

【基本部分：地域密着型通所介護サービス】

	単位数	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）	備考
要介護１	416	446円	892円	1,338円	１回あたり
要介護２	478	513円	1,025円	1,538円	
要介護３	540	578円	1,158円	1,737円	
要介護４	600	644円	1,287円	1,930円	
要介護５	663	711円	1,422円	2,133円	

【加算：地域密着型通所介護サービス】

加算の種類	単位数	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）	備考
入浴介助加算（Ⅰ）	40	43円	86円	129円	1回につき
入浴介助加算（Ⅱ）	55	59円	118円	177円	1回につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	60円	120円	180円	1回につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76	82円	163円	245円	1回につき
個別機能訓練加算（Ⅱ）	**20**	**22円**	**43円**	**65円**	1月につき
口腔機能向上加算（Ⅱ）	**160**	**172円**	**343円**	**515円**	１月に２回を限度として１回につき
サービス提供強化加算（Ⅰ）	22	24円	47円	71円	1回につき
科学的介護推進体制加算	**40**	**43円**	**86円**	**129円**	1月につき
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(介護報酬総単位数※１×9.2%）※２×10.72				

・介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

・１単位未満の端数四捨五入

・介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（１円未満切り捨て））

・負担割合は１割負担の場合：0.9、２割負担の場合：0.8、３割負担の場合：0.7

【利用者負担算出方法】

○○円－（○○円×負担割合（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

実際の利用者負担額の算出は、１か月のサービス合計単位数により計算します。

曜日	通所時間	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
			単位	円
			単位	円
			単位	円
1週間あたりの利用料、利用負担額			単位	円

月額の目安　　　　　　　　　0　円

（2）その他の費用

交通費	当事業所の通常の事業の実施地域（磯子区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、送迎するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。
紙パンツ代	紙パンツの提供を受けた場合、１回につき100円の実費をいただきます。
紙パッド代	紙パッドの提供を受けた場合、１回につき50円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（3）キャンセル料等

区分	キャンセル料
サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
① 利用日の前日の 17：00 までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要
② 利用日の前日の 17：30 までにご連絡がなかった場合	１回あたりの料金の１００％を請求致します

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

（4）支払い方法

上記（1）及び（2）（3）の料金は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	当月1日から末日までの合計額を翌月26日にご指定の金融機関の預金口座より自動引落によるお支払となります。

１１．緊急時及び事故発生時の対応

①サービスの提供中に、ご利用者の容体の変化等があった場合は、医療機関及びご家族並びに必要と判断される関係者等に直ちに連絡し、必要な措置を講じます

②ご利用者に対するサービスの提供に関して事故が発生した場合には、直ちにご利用者又はご家族にご連絡いたします。合わせて、保険者（市区町村）にも連絡し、事故の原因を解明するとともに再発を防ぐための対策を講じます。

③事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

１２．身体的拘束等

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束 等）を行いません。身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者または家族に説明を行います。 やむを得ない事情により、事前に説明を行わなかった場合には、身体的拘束等を行った後速やか に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１３．衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止す るために必要な措置を講じます。

１４．非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

１５．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

（２）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

（３）病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。

（４）サービスご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には、振り替えることができませんので、ご了承ください。

（５）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

（６）サービス利用に関係のない物の持ち込みはご遠慮ください。(特に金品類) 紛
失された場合、当事業所では責任を負いかねますので、ご了承ください。

（７）事業所内での食品をはじめとした様々な品物のやり取りはなさらないように、

お願いします。(特別な事情がある場合は、事前にスタッフにご相談ください)
（8）下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、
サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。
①暴力又は乱暴な言動、無理な要求
・物を投げつける
・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
・怒鳴る、奇声、大声を発する
・対象範囲外のサービスの強要
②セクシュアルハラスメント
・介護従事者の体を触る、手を握る
・腕を引っ張り抱きしめる
・ヌード写真を見せる
・性的な話し卑猥な言動をする　など
③その他
・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
・ストーカー行為 など

１６．相談・苦情対応方法
（1）相談・苦情のお申し出があったときは、お申し出の内容について、真摯に受け止め、懇切丁寧に対応いたします。
（2）お申し出内容につきましては、正確に把握するために、ご利用者の自宅にお伺いし、関係する方々に直接確認を行う場合がありますのでご了承ください。
（3）対応結果につきましては、文書又は口頭で回答させていただきます。なお、必要に応じて、市区町村に報告いたします。

１７．苦情申立ての窓口

〔事業者の窓口/担当〕 Ｆｉｔ＆Ｂａｔｈ　グリット 担当者：管理者　浦井　栄恵	所在地　横浜市磯子区磯子2-20-50ドルフ安藤橋Ⅳ２Ｆ 電話番号　０４５－３６７－９４３７ ＦＡＸ番号　０４５－３６７－９４３９ 受付時間　８：３０～１７：３０
〔市町村（保険者）の窓口〕 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課	所在地　横浜市中区本町６丁目５０番地の１０ 電話番号　０４５－６７１－２３５６ ＦＡＸ番号　０４５－５５０－３６１５ 受付時間　８：００～２１：００（年中無休）
〔公的団体の窓口〕 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地　横浜市中区本町６丁目５０番地の１０ 電話番号　０４５－６７１－２３５６ 受付時間　８：３０～１７：１５

令和　年　月　日

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明し交付しました。

事業者	住　所	横浜市磯子区磯子2-20-50ドルフ安藤橋Ⅳ２Ｆ
	法人名	ケアステーション桜株式会社
	代表者名	代表取締役　　下村　健児
	事業所名	Ｆｉｔ＆Ｂａｔｈ　グリット
	説明者氏名	浦井　栄恵

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

令和　7年　8月　28日

＜利用者＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記署名は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄（　　　　）代行しました。

＜代理人＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Fit&Bath　グリット

地域密着型通所介護・第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）　運営規程

（事業の目的）

第１条　ケアステーション桜株式会社が開設するFit&Bath　グリット（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において　排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

２　事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

３　事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

①　名称　　Fit&Bath　グリット

②　所在地　横浜市磯子区磯子2-20-50ドルフ安藤橋Ⅳ２Ｆ

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①　管理者　１名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

１単位目

②　生活相談員　２名以上（常勤１名以上、非常勤１名以上）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書（以下、地域密着型通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。

③　機能訓練指導員　２名以上（非常勤　２名以上）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

④　介護職員　　２名以上（常勤１名以上、非常勤１名以上）

介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。

⑤　看護職員　　２名以上（非常勤　２名以上）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

２単位目

⑥　生活相談員　２名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画等の作成の補助等を行う。

⑦　機能訓練指導員　２名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

⑧　介護職員　　２名以上

介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①　営業日　　　　：月、火、水、金、土曜日、祝日も営業する。
　　　　　　　　　　ただし、12 月 30 日から１月３日を除く。

②　営業時間　　　：８：３０～１７：３０

③　サービス提供時間：１単位目　　９：００～１２：１５
　　　　　　　　　　２単位目　１３：３０～１６：４５

（地域密着型通所介護等の利用定員）

第６条　地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護と第１号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を合計して次のとおりとする。

１単位目　１８名

２単位目　１８名

（地域密着型通所介護等の内容及び提供方法）

第７条　地域密着型通所介護等の内容は、次の通りとする。

一　日常生活上の世話及び支援
二　入浴
三　機能訓練
四　レクリエーション
五　健康チェック
六　送迎
七　相談
八　家族指導

（地域密着型通所介護等の利用料その他の費用の額）

第８条　地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割又は３割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

２　第９条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護等に要した交通費は、訪問するために自動車を使用した場合には次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分１㎞ごとに 35 円

３　利用者の希望によるその他の費用

一　おむつ代　100 円、パット代　50 円
二　教養娯楽費　実費

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

５　利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、磯子区とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第 10 条　利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

一　ＥＶ昇降の際は従業者の支援のもとで利用していただくこと
二　機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
三　体調、利用者様の意向等によっては入浴等を中止していただく場合があること
四　利用をキャンセルする場合には、前日の午後５時３０分までに連絡していただくこと

（緊急時等における対応方法）

第11条　事業所の職員は､利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

3　事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

（非常災害対策）

第12条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年２回以上定期的に行う。

（虐待の防止）

第13条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1)　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2)　事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3)　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4)　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第14条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

①　採用時研修　採用後３ヶ月以内

②　継続研修　　年１回

2　従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

5　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はケアステーション桜株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和５年１０月１日から施行する。